

平成 26 年 12 月 11 日（木曜日）

第 12 回南三陸町議会定例会会議録

（第 3 日目）

---

平成26年12月11日（木曜日）

---

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町長	遠藤	健治 君

会 計 管 理 者	佐 藤 秀 一 君
総 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	最 知 明 広 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農 林 行 政 担 当)	阿 部 明 広 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁 集 事 業 担 当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	佐 藤 孝 志 君
復 興 事 業 推 進 課 長	及 川 明 君
復 興 用 地 課 長	仲 村 孝 二 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	沼 澤 広 信 君
上 下 水 道 事 業 所 長	羽 生 芳 文 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	佐 藤 広 志 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐々木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 浩 君
総 務 課 財 政 係 長	佐々木 一 之 君
教育委員会部局	
教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 通 君
生 涯 学 習 課 長	及 川 庄 弥 君
監査委員会部局	
代 表 監 査 委 員	首 藤 勝 助 君
事 務 局 長	芳 賀 俊 幸 君
選挙管理委員会部局	
書 記 長	三 浦 清 隆 君
農業委員会部局	

---

事務局職員出席者

事務局 長

芳 賀 俊 幸

主 幹 兼 総 務 係 長  
兼 議 事 調 査 係 長

三 浦 勝 美

---

議事日程 第3号

平成26年12月11日(木曜日)

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第140号 工事請負契約の締結について
- 第 3 議案第141号 工事請負変更契約の締結について
- 第 4 議案第142号 工事請負変更契約の締結について
- 第 5 議案第143号 工事請負変更契約の締結について
- 第 6 議案第144号 財産の取得について
- 第 7 議案第145号 財産の取得について
- 第 8 議案第146号 財産の取得について
- 第 9 議案第147号 財産の取得について
- 第10 議案第148号 財産の取得について
- 第11 議案第149号 普通財産の貸付けについて
- 第12 議案第150号 南三陸町と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託の廃止  
に関する協議について
- 第13 議案第151号 平成26年度南三陸町一般会計補正予算(第7号)
- 第14 議案第152号 平成26年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第15 議案第153号 平成26年度南三陸町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 第16 議案第154号 平成26年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算(第1  
号)
- 第17 議案第155号 平成26年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1  
号)
- 第18 議案第156号 平成26年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

第19 議案第157号 平成26年度南三陸町病院事業会計補正予算（第2号）

第20 議案第158号 平成26年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正予算  
（第1号）

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

大変ご苦労さまでございます。きょうは月命日で、3年と9カ月目となります。復興が加速されますように議論を深められますことよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において9番阿部 建君、10番山内昇一君を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

#### 日程第2 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第2、議案第140号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第140号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した戸倉地区子育て支援拠点施設新築工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） おはようございます。

それでは、議案第140号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の36ページをお開き願いたいと思います。

工事名は、南三陸町戸倉地区子育て支援拠点施設新築工事でございます。工事場所につきましては、現在戸倉地区の高台防集団地の付近で戸倉小学校の建築工事をしておりますが、その隣接地になります。

工事概要といたしまして、木造平屋建て延べ床面積が844.78平方メートルでございます。下段にそれぞれの施設の面積が書いてありますのでごらんになっていただきたいと思います。

平成26年11月25日に制限付一般競争入札を実施執行しております。入札概要につきましては、6から9番に記載のとおりでございます。

工事期間といたしまして、本契約締結日の翌日から平成27年3月25日までとしております。これにつきましては、債務負担の設定をしていない関係上から年度内の工期に設定しておりますが、現実的には年度を越して工事をしたい、せざるを得ないという状況でございますので、この点につきましては3月の定例議会におきまして繰り越しの手続きをさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、37ページに平面図を添付をさせていただいております。これにつきましては、9月定例会で予算計上の際にご説明したものと同一のものでございまして、変更等はありません。そのときのままでございます。

38ページに契約書の写しを載っておりますので、ごらんになっていただきたいと思います。

以上で、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） おはようございます。小野寺です。

今、課長のほうから工事期間が27年3月までになっているけれども、その期間には終わらないだろうという説明だったんですけれども、その理由をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 工事規模におきまして、1年程度の工事が必要だというふうに考えておるということで、工事発注がきょうと今月になったということを考えれば、ほぼ12カ月の工事が必要だと思っております。その関係上、予算の計上上26年度事業ということでございますので、債務負担または繰り越しの手続きをいただかない以上は3月25日の完成日ということで契約をせざるを得ないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

ます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） この入札参加業者がこの契約をなされた1社ですね。共同企業体これしかなかったということなんですか、あとはほかにはないと。一人舞台みたいなふうに見えるわけですけども。それで3回の入札を行ったということは、予定価格に到達しないのか、高かったのか安かったのか、その辺の参加業者の関係、入札3回の内容について説明をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） お答えいたします。

制限付の一般競争入札という形で公告して業者を募ったわけでございますけれども、結果1社のみの参加だったということで入札を執行させていただきました。一般競争ということなので、1社でも競争性は確保されているということでございますので、その部分については問題なしというふうに思います。

また、3回の入札を執行させていただきました。やはり1回、2回で予定価格を下回ることができなかったということで、3回目によりやく予定価格以下ということで落札という形をとらせていただきました。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 前者その入札内容の質問でありました。私もこの制限付一般競争入札と申しますと、やはりその募集と申しますか、公告する際の範囲になるかと思うんですね、制限付と。額も額でありますし、地元の業者さんでもできる事業という判断の中で、多分気仙沼本吉地方に本店並びに支店を置く業者というような制限をつけたのかなという推測と申しますか、持っております。そういった中で、よく参加していただいたなど。逆に1社でもこれ参加しなくて不調ということになると、またさらに3カ月、4カ月の時間を要して入札をかけなければならないということで、地元の方々も大変、落札したということで喜んでいただけたのかなと。それで、3回です落札までに。今の総務課長の答弁ですと、なかなかその予定価格に達しなかったと。多分2回目あたりまではオーバーしておったんだらうと。でもよくぞ、10万円という額でぎりぎりの線と申しますか落札をしていただいたと。それでその3回もかかったというその背景と申しますか、それを今後町として考えていかなければならないんじゃないかなと。入札のあり方ですね、あるいは予定価格の設定の仕方、これをやはり勉強していかなきゃならないのかなと。私ども、事業者のいろんな工事見ていると、皆さん



もご存じのとおり資材不足もありますけれども、やはり人手不足といえますか、人件費も含めながら人手不足というものが大きく影響しているのかなど。そうしますと、やはり地元の人ではなかなか難しいということで他県のほうからおいでをいただいて、そこで仕事してもらおう。そうしますと、以前にも何度か申し上げましたように宿舎というものが出てくるわけですね、宿舎。その宿舎にかかる経費というものが、どうしてもその入札価格というものに反映してくる。その辺のところの予定価格を設定する上で、それも考えての予定価格なのか、あるいは後でその宿舎の部分は割と見てありますよということを前提にして入札しておるのか。業者さんとすれば、宿舎が結構かかっているのに予定価格にも反映されない、後でもらえるかももらえないかわからないという心配があると、どうしても予定価格に達することができないという1つの懸念があるわけですね。だからその辺で、執行する役場というか皆さんにとって、今後その予定価格の設定の仕方、それから宿舎の見てくれる、見てやる経費、そのことも今後検討する大きな課題ではあるというふうに思いますので、その辺の宿舎の関係の取り扱い方、この入札価格にどれぐらい入っているのか、それから後でどれぐらい見てやるのかですね。いろいろとそのスライド条項とかさまざまな用語でのことがありますけれども、その宿舎部分はどのようになっているのか。以前私も、早くこれ町の規約などをつくってやるべきだという話をしておるんですが、その辺のところどうなっています。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 宿舎に関しましては、2つの方法があるかと思います。1つは、事前に予定価格の中に入れておく、それから実績でお支払いをするという方法がございます。基本的には、現在工事の発注に当たりましては率で共通仮設費、それから現場管理費を割り増しをかけて発注をしているというのが通常のやり方でございます。

それで、そのほかに独自に宿舎を建ててやるという方法もございますけれども、これにつきましては工事発注前にその旨を仕様書の中で明示をしなければならないという部分がございますので、なかなかそのどれが率で賄えて、どれがそれを認めるかという線引きがなかなか難しいというふうに感じております。

それで率の場合ですけれども、例えば3億円程度の工事であれば、これまでも3億円ですけれども約1割程度、約3億3,000万円ほどの工事になるということで発注をしております。実際その現場でかかる労働者の賃金、それから資材費が約直接工事費と言っていますけれども、それが2億円くらいのベースで考えると通常であれば3億円、約1億円の経費を見込めるのですが、現在ですと1億3,000万円の経費を見込んでやっているという状況でございます。

それで、今回建築でございます。建築の、県の今資料をいろいろ見ていますけれども、建築の場合は基本的には建物のリース、それから宿舎を建てる分は認めないという形で県はやっておりますので、いずれアパートを借りるなりそういうホテルを借り上げるという部分の経費しか見れないという状況でございます。土木については、建物も認めるということですが、漁港事務所ですかね、等々やっておりましていろいろ聞いていますけれども、実例としてはまだ数件のみというような実例のようでございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今回の入札条件で、地域制限を設けさせていただきましたけれども、南三陸町内、気仙沼市内、登米市内に本社があるSランクの事業者を一応対象として募集させていただきました。設計の内容につきまして今建設課長申し上げましたとおりでございますけれども、予定価格は設計当初を基本に、ベースに考えて設定してございますので、やはり設計額が一番ベースになります。ただ、本工事につきましては当然予算がありまして、予算内での予定価格でございますので、あらかじめ予算の議決もいただいておりますので、事業者にとってはその予算額恐らく承知おきの上での入札だったと思うんですけれども、結果3落ということございましたので、当局としては1落で応札いただけるのかなというふうに思っておりましたが、結果そんな感じございました。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 予定価格は予算内の価格、当たり前のお話であってね、そんなことはいちいち言わなくても、それはいいんです。それで、その宿舎あるいはその経費ですけれども、建築は認めてもらえない、土木は認めてくれる、10%ぐらいは県のほうでも認められるというような、県はもっともっと高いわけですね。経費は大体2割近くその経費を見ていただいておりますし、またURそのものもそれぐらいの額でやっていますし、その宿舎の経費も見てくれているということでもあります。宮城県の事業、あるいはURからの請け負った事業はとていいんだと、なぜ町の事業だけ見てくれないんだろうと、一生懸命町のためにやろうとせっかくこの忙しい中、志津川・阿部伊特定企業体、町のために頑張ろうという方々なんです。その方々はやっぱり町としても有難く思ってやらないとね、いけないことですよ。経費をよく見たら県の仕事とかURの仕事をしたほうがいいんだもん、ねえ。そこなんです。私言いたいのは。地元の業者さんですし、やっぱり大事にしていかなきゃならないのかなという思いです。今後早目に、その宿舎のほうを見てやれるように、副町長、私のほうに質問してくれないかなというような顔つきでいますが、副町長いかがですか。余り課長だけ

わかんない、あなたも責任者だから。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○遠藤副町長（遠藤健治君） 設計上の専門的なことなんで、前から議員のほうからもそういうご指摘といいますか、ご質問いただいております、かねて部内でいろいろ他の県とかUR等のそういったものに係る対応の仕方等も十分調査をしながら、現在いろいろ検討を進めておりますし、現時点でのその考え方については先ほど建設課長述べたとおりでございます、県は認めていると言いますが県の対応についてはただいま建設課長お話したとおりで、共通仮設費等に1.5というような補正係数を掛けながら見ている。宿舎の分の扱いについて、そういったいわゆる補正係数を掛けていない部分については、工事の規模とか現場周辺のそういった宿泊環境とかそういったものを考慮しながら協議をするというような概要でございますので、我々も現時点でそういうしっかりした対応はしておりませんが、補正係数の中にはそこはことしの2月ですか、県のほうでそういう試行的にやっているということも含めて対応させていただいておりますので、今後の公共事業等まだまだ結構ございますので、そういった部分の対応に当たってもその時期時期のそういった環境の問題、あるいは他の団体の動向を見ながら適切に対応できるような検討はなお続けてまいりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。11番菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） おはようございます。

今回は子育て支援拠点施設の工事請負契約ということで、これは何ら問題なくて今前者いろいろありました。私がかねてから言うておりますように、町内の学校とか保育所、こういうところは園庭及び校庭の芝生化ということで提案をさせていただいていました。前回の図面を提示しての説明の折でいろいろ建設課長のほうから土が赤土でどうのこうのとかいろんな面で、芝生にしても消毒ができないからとかそういう負の面だけをちょっと提示されておりましたが、これは負の面だけ出してはいかなものかと思えます。今回はこれでいいでしょうけれども、今後これに少しでもいいからそういう芝生化とか緑化ということで取り組んでいく考えがあるのか、あるいはまた今後志津川保育所いろいろ伊里前保育所、そういうあとは学校建設さまざま出てきますけれども、これらへの対応、考えのほうをお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 芝生につきましては、菅原議員のほうから以前にもお尋ねがございまして、一定程度の回答をさせていただいたと思っております。負の要素だけではなくてプ

ラスの要素ということで、芝生は芝生なりのよさもあるというふうなお話でございます。これから保育所、それから小学校というふうグラウンドの整備が行くわけですけれども、全てのそのトラックをオール芝生というようなことがいいのか、それとも一部分がいいのかということも含めて少しこれから検討をしていきたいなと思います。一部ちょっと聞いた話ですと、小さなお子さんですと芝生でアレルギーをお持ちのお子さんなども見受けられるというようなことも小耳に挟んだこともございましたので、その人数が多い少ないではなくてそういうこともデリケートな問題でございますので、含めながら考えていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） わかりました。今回は、この工事請負契約ですけれども今後いろんな施設建設に当たっては、そういう面でいい面を全面に押し出していろんな面で考えていただきたいと思います。以上です。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） おはようございます。

前者芝生の件での質問だったんですけれど、私は木造平屋建てということで地元での制限をかけて地元の業者が落札をしたということで、地場産材をどれぐらい使えるかというか、使う予定というかそういうことが今の時点でおわかりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） どのくらいと言われてなかなかすぐ数字では申し上げられないのですが、業者との協議の中で地産地消に努めていただきたいという協議をさせていただいておりますので、一般的な構造材であれば地場産品は使えるんだろうというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） そういった形でお願いしたいんですけれど、実際使うとなるとどういう形というか、材質、木の種類のやつが使える可能性があるのか、もし課長この時点でご存じでしたらもう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 普通の民家であれば、柱とかはりに使えるんだろうと思います。ただ、断面が大きいといいますか柱がない部屋が結構ございますので、そこのはり等については集成材にならざるを得ないというふうに考えております。近場に集成材をつくる工場があ

れば、比較的安価にできるとは思うのですが、改めて町内の木を伐採をしてそれをその工場に持ち込んで、またこちらに運送してくるということになりますとかなりのコストがかかります。私も個人的にはその町内の木を伐採をして集成材として使えば、これが一番いいなというふうに考えておりますが、ただコストの面を考えるとなかなか合わないという部分がございます。しからばということになれば、柱それから腰板等に張る、それから外装等あればその辺に使えるのかなというふうに思っています。ですから、そのかなり大きい延長があるといえますか、長めのはりとかそういうのは多分難しいだろうというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） そういった形でわかりましたけれど、私今回こういった教育というか子供にとって床材なんですけれど、普通できた施設を見ると必ず何らかのコーティングがなっていて、見た目はきれいというか立派なんですけど、私としてはもしこういった公共施設で無垢というか、塗らない木というか、その温かみを感じさせて子育てできるような環境にできないのかなという、そういう思いで今若干ちょっと長くなりましたけれど質問したわけなんですけど。床材、確かに経年というかある程度年がたっていくと汚くというか、見栄えは汚くなるんですけど、実際住んでみて、住むというか使ってみるとそのお子さんたちにいい影響があるんじゃないかなというそういう思いなものですから、その床材に関してもう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 床も当然木になるかと思えます。それで、その塗料等を塗らなかった場合、後の汚れという問題がどうしても発生することは間違いないと思います。我々小さいころは、学校の床は全てたしか木で毎日雑巾がけをさせられたという思いはありますけれども、そういうイメージかなとは思うんですね。そうした場合、多分数年に1度その床を削るといいますか、そういう作業が必要になってくるんだろうと思います。初めから床を少し厚めに設定をして、それで簡単には紙やすりで削るという作業を数年に1度ずつやっていくという作業が必要になると。それと、塗料を塗ったりワックスがけした場合でも、いずれ定期的にワックスがけをするという作業は必要になってくると思います。要は、どちらがその管理面で安く、それから確実にできるかなということを検討する必要があるかと思っておりますので、今ここでやるやらない、なかなか回答は難しいのですが、その辺も含めて今後検討させていただければというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の課長の答弁でわかりました。そこでせめてというか、私検討していただきたいのは、この図面でもあるような形の畳と一緒に部屋というかあるんですが、私なぜこの裸足で生活するときに、あえてこの地肌の木の部分を使っていたらいいかという思いでしたので、そこを検討できるのか。あと普通の保育室は、多分上履きを履いての保育だと思うので、せめてそのほうを検討できないかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 畳の部屋は、ゼロ歳児、1歳児、乳幼児の部分なのでそこで要は、何ていうんですかね、のたばって歩くといいますかそういう部屋なので、なかなか床だと難しいということで畳にしているわけでございまして、それを全て畳というわけには多分いかないと思います。いずれ裸足の有効性というのは多分いろいろ、扁平足の予防とか、先ほどの芝生ではございませんけれどもそういう足で地面をつかむといいますか、そういう感覚が小さいころ必要だということもたしか聞いたような記憶もございます。ただ、今保育現場のほうではなかなか裸足での保育って多分していないのかなと、靴を履きながらということだと思いますので、全てのその畳の部屋というのは基本的にはかなり厳しいかと思います。

○議長（星 喜美男君） じゃあ、もう1回。

○6番（今野雄紀君） 私伺ったのは、図面で部屋の一角に畳の部分があるでしょう、そういった部屋だけでも、そういった床材にできないかという旨の質問だったんですが。全部は無理だとしても、その検討のあれができるかどうかの答弁をいただきたいかったです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 失礼いたしました。私の理解が不足しておりました。申し上げましたとおり、どういう仕上げにするかこれから、今の議員のご意見をいただきながら検討させていただきたいということで、先ほど申したとおりこの場ですぐ即答はできかねるということを事前に申し上げておりますので、それでご理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第140号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第141号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第141号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第141号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した田浦地区及び馬場・中山地区において実施しております防災集団移転促進事業の造成工事に係る請負契約について契約金額を変更する必要が生じたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第141号の細部説明をさせていただきます。

契約の目的につきましては、防災集団移転促進事業、田浦団地ほか造成工事でございます。

減契約金額に対しまして、3億7,237万6,440円を増額するものです。

当該契約につきましては、田浦団地のほか馬場・中山生活センター西団地、名足保育園南団地の3つの団地の造成工事を行っております。名足保育園南団地につきましては9月末、馬場・中山生活センター西団地につきましては10月末に完了をしてございまして、田浦団地につきましては来年1月30日の完成を目指して施行に進めているところでございます。

議案関係参考資料の39ページ並びに40ページをごらんいただきたいと思います。

当該請負の契約につきましては、田浦団地の掘削につきましてことし4月の臨時会におきまして、工程確保の観点から硬岩破碎の工法変更による増額についてご決定をいただいた経緯がございます。その際の説明でおきましては、掘削の全体の進捗状況が約30%の段階で硬岩

が一定の範囲で露見されたことから、縦断方向の凹凸が大きくて推測が非常に厳しい状況ではございましたが、追加ボーリングあるいは付近を掘削して確認してこの図面の黄色い斜線部分が中硬岩、オレンジ色の斜線部分が硬岩との推定を行いました。しかしながら、作業が進捗するにつれまして推測以上に凹凸、縦断方向に凹凸が大きく、ボーリング調査で中硬岩であったという場所についても、そのすぐ隣からは硬岩であったというふうに、硬岩の裾野が広がっていたということもございまして、推定より約1万6,000立米ほど硬岩のボリュームが多くなる見込みとなったことから今回契約の変更を提案させていただいているところでございます。

なお工期につきましては、現契約工期につきましては来年1月30日でございますが、硬岩のボリュームがふえているということから今後施工業者と工程の調整を行うことになろうかと思っておりますが、現在の見込みでは1カ月程度工期を延ばすことも検討しているところでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、本会議を休会し現地調査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案については本会議を休会し現地調査をすることに決しました。

現地調査のため、本会議を休会いたします。

○事務局長（芳賀俊幸君） 議員の皆様にご連絡いたします。玄関前にマイクロバス用意してございますので、ヘルメット、長靴着用の上、速やかに移動をお願いいたします。

午前10時35分 休会

---

午後 1時10分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、現地調査のため休会しておりました本会議を再開いたします。

これより議案第141号の質疑に入ります。ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）



なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第141号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第142号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第142号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第142号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した泊浜地区及び館浜地区において実施しております防災集団移転促進事業の造成工事に係る請負契約について請負金額を変更する必要性が生じたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第142号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

契約の目的につきましては、歌津地区、泊浜、館浜地区の防災集団移転促進事業の造成工事でございます。

当初の金額に対しまして2,464万2,360円を増額するものです。

当該工事におきましては、泊浜団地が8区画、館浜団地19区画の造成工事を行っておりまして、昨年11月に工事を着手し来月1月30日の工事完成を目指して進めているところでございます。

資料等特にごさいませんが、変更の理由につきましては各宅盤の高さの見直しにより、特に館浜地区におきまして擁壁の延長がふえたこと、あと取りつけ道路の縦断勾配が急勾配9%以上の部分につきましてはの一部区間につきましては、警察の協議により滑りどめのカラーの薄層舗装の施工が必要となったことが増額の要因でございます。カラー舗装の面積的には、1,139平米という面積でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この142号だけではなく、高台集団移転の造成が徐々に進んで皆さん方に町のほうから個人個人に引き渡されるという段取りになっておるわけでありまして。総務常任委員会の所管事務調査でも結び意見として報告をしておりますように、町から個人のほうに引き渡された宅地に、いざ住宅を建築しようとした際に地盤強度不足で再調査を余儀なくされということを報告しております。町から個人には地盤の調査をきちんとして引き渡したと、個人が今度は家を建てる際に建てられないと、地盤の強度が少ないということが現実としてそういった問題が起こっておると。でありますので、その再調査をする際に、また町の経費がかかっているわけです、再調査ですからね。そういったことのないように今後、その個人に引き渡す際にはきちんと土を動かす際に、個人が家を建てるためにいろんな土を動かすんでしょ、そうすることによってまた建物が建てられないという現状に陥ると。それで問題になって、また町が再調査をしなきゃならないと。町はまた経費をかけて調査しなきゃならない。そのやった業者さんには持たせないんですから。本来は持たせるべきだと私は思うんですがね。そういうことで、引き渡す際にはきちんと業者を選びなさいとか、あるいはきちんとした土を動かしてくれというような指導はするべきじゃないかと思うんですが、課長いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） まず、町で引き渡す際に至るまでの地盤の調査の測定方法につきましては、切土地盤であれば1区画1点、盛土地盤があるなら1区画2点という形で、例えば町で擁壁を入れた場合、切り盛りとあるという部分で3点地盤調査をした結果を個別の契約の際にその数値データも含めて重要事項の説明の資料として引き渡しの際にご説明をいたしております。ただ、実際被災された方が住宅を建築する際は、どうしてもその建築業者とのやりとりの中で基礎の位置が変わってくるなど、どうしても町の調査地点とピンポイント

ントで合致することがなかなか難しいということもありまして、その建築の際の調査で例えば不良の支持力が出たというものにつきましては、そこは町がピンポイントで調査していないので町としてそのデータを疑うわけではありませんが、町として良好な支持力を保っているかどうかという再調査を行っているということでございます。

それと、みずから町の引き渡し後に行った土地を改変する、例えば擁壁を入れるとかそういったものにおきまして地盤の支持力が悪いという数字が出た場合、先ほど述べたような手順で町として再調査をいたしますが、そこは土地の引き渡しの際に住民の方にその個別のデータをもとに説明した上で、みずからの責任でその擁壁を入れた業者さんとその改良部分について協議をしてくださいという説明はこれまでもしておりますが、このような事例もあったことから、なお一層そういった説明を尽くすよう努力していきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第142号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第143号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第143号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第143号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した松崎地区、波伝谷地区及び津の宮地区において実施し

ております防災集団移転促進事業の造成工事に係る請負契約について請負金額を変更する必要が生じたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 議案第143号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

契約の目的につきましては、戸倉地区、波伝谷、津の宮地区の防災集団移転促進事業の造成工事でございます。

当初の契約金額に対しまして1億2,242万2,320円を減額するものでございます。

当該工事につきましては、波伝谷松崎団地10区画、波伝谷団地13区画、津の宮原団地6区画の造成工事を行っております。昨年11月に工事を着手し、今月の工事完成を目指して進めているところでございます。

変更の理由でございますが、3団地での発生残土約8万6,000立米につきまして、その流用先が宮城県発注の国道398号の改良工事の盛土材に使用できる見込みとなったことから、地域の土地の所有者の方からご理解ご協力をいただき、398号近隣に仮置き場を確保可能になったということにより、運搬距離が大幅に減少したことが減額の要因でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第143号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第145号 財産の取得について

日程第8 議案第146号 財産の取得について

日程第9 議案第147号 財産の取得について

日程第10 議案第148号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第144号財産の取得について、日程第7、議案第145号財産の取得について、日程第8、議案第146号財産の取得について、日程第9、議案第147号財産の取得について、日程第10、議案第148号財産の取得について。

お諮りいたします。以上、本5案は関連がありますので一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本5案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本5案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第144号から議案第148号までの5議案財産の取得についてをご説明申し上げます。

本5案は、東日本大震災により被災した農家の営農再開を支援するため、復興交付金事業による被災地域農業復興総合支援事業を活用して購入することを目的とした農業機械等の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（阿部明広君） それでは、議案第144号から第148号財産の取得についての細部説明をさせていただきます。

本案5件は、復興交付金事業の基幹事業でありますC-4事業の被災地域農業復興総合支援事業を活用し、町が農業施設の整備とあわせまして農業用機械を導入して被災農業者等へ対

応する事業であります。

この事業の実施地区は、復興交付金のC-1事業である農山漁村地域復興整備事業を活用し、宮城県が圃場整備事業を実施する泊浜、板橋、田表、西戸川、在郷の5地区でございます。各地区で導入する機械の種類、数量等につきましては、各議案の別紙に記載のとおりですので詳細な説明は省略させていただきます。また、入札執行状況等につきましては、議案関係参考資料の44から53ページに記載されておりますのでご確認願います。

この事業で整備する5地区全体の耕地面積でございますけれども、水田45.4ヘクタール、畑地28.3ヘクタールで合計73.7ヘクタールとなっております。地区全体では、水稻44.9ヘクタール、ネギ15.2ヘクタール、野菜5.8ヘクタール、コマツナ2ヘクタール、牧草5.8ヘクタールを作付する計画となっております。

各地区の栽培方法等の特徴といたしましては、板橋は将来的には飼料米生産も見越した栽培、泊浜は省力化低コスト化を意識した水稻栽培、田表は既存のライスセンターを活用した水稻プラスネギ栽培、西戸川は水稻プラスネギ、プラスコマツナ、プラス牧草の栽培、在郷は水稻プラス大規模ネギ栽培となっております。

今回これらの作物の肥培管理に必要な農業用機械について、各地区で実際に耕作する機会利用組合や営農組合等を7月ごろに組織設立いたしてございまして、この組合と相談の上機種を選定し導入するものでございます。

また、今回は播種・育苗から管理用の機械の導入でございますけれども、交付金の配分の関係で収穫用の機械等につきましては、別途購入する予定となっております。今回の補正予算に計上しております。なお、昨年度の田浦地区の歳入をご説明申し上げましたとおり、今後は条例の規定に基づいて無償で貸し付けを行いまして耐用年数を経過した後におきましては、譲与する予定となっております。

以上、細部説明とさせていただきますのでよろしくご説明申し上げます。以上です。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

今、参事さんのほうからいろいろ説明ありまして、ようやくその田んぼ、畑の整備ができてこれから作付が始まるということなんですけれども、その中で今回その機械がそろうということと、それを担っていく、耕作を担っていく組合ができたということでした。それで、この前も議会のほうの懇談会でもいろいろ出たんですけれども、とりあえず植えつけて収穫

までのいろいろ経費がかかるということですので、運転資金を何とかしていただけないかというふうなお話があったんですけども、その辺1点お伺いします。

それから、この区画整備なんですけれども、町内の区画整備はあとそのほかの地区はどのようになっているのか、その見通しを伺います。

それから、これはいつも問題になるんですけども、今回この中に入れなかった小さい個人事業者へのこの支援というのはどのようになっているのでしょうか。

以上、3点お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（阿部明広君） まず1点目の資金のほうなんですけれども、農協さんのほうで融資する予定というふうなことになっております。

それから、2番目のその他の地区ということでございますけれども、現在廻館地区のほうで来年度の機械導入に向けて種々検討しているというふうなところでございます。

それから、その他の地区なんですけれども、その他につきましては農地の復旧事業を導入してございまして、そちらのほうで対応するというふうな形になっております。あと支援の方法なんですけれども、まだ若干その工事、石が残っている問題等ございまして、これはストーンクラッシャーを使って粉砕するような事業を今年度予定をしておりますが、それとあわせましてその堆肥の散布をする予定ということで、それは既に始まっているというふうな状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 個人事業者への支援については、もう一度お伺いしたいのと、それから聞いたところでその堆肥を一反歩当たり600キロというふうなお話でしたけれども、町内の堆肥が足りなくなるんじゃないかというふうなお話もあるんですけど、その辺の見通しはどうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（阿部明広君） 小規模機会につきましては、農協さんで貸し出しも行ってございます。

それから、堆肥につきましては県の本吉農業改良普及センターと相談しながら、農地復旧事業ではその土地改良施工基準で600キロしか入れられないというところがございますので、堆肥の施肥計画をつくっていただきまして、それに基づいて施肥していくというふうな格好なんですけれども。今年度は10ヘクタールちょっとということでございますので、今後引き

続きまして補助事業等を探しながら対応していきたいというふうに考えてはおります。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 最後の堆肥の需給のバランスはどうなんですか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（阿部明広君） 基本的には、町内産で間に合うというふうには考えておりますけれども、不足する場合につきましては町外から導入というふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。10番山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 前段、同僚議員が農業の運転資金等の発言がありましたので、私もそういったことを要望したいと思っていたんですが、そのほかのことでお聞きしたいと思います。細かい点ですが、トラクターとかそういった導入機械について表を見ますと、同じ馬力で小型特殊、大型特殊と記載されておりますが、これってターボがついているとかそういったことでこういう記載になっているのか、それともどうなんですか。その辺お聞きしたいと思います。

それから今からの農業機械ですね、やはり雨天あるいは天候不順なときにも作業するっていうようなこともありまして、恐らくキャビン付だとは思いますがその辺の細かい話、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それからですね、秋口に収穫これから機械を導入するというお話なんですけど、私思うに、町内3地区大きく分けてあるんですが、歌津、戸倉のほうは今まで、歌津とかそれから今度新しくライスセンター整備しましたね、それでやっぱりこれってその地区ごとでもなく、やっぱり中央に1つライスセンターのものをこの機会に導入できなかったのかなと思ったんです。それで、そういったことへの考えはなかったのかどうかその辺ちょっとお尋ねします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（阿部明広君） まず、トラクターの小特、大特なんですけれども、馬力は同じなんですけれども、免許の種類が大型特殊でないと乗れないというふうな若干大き目のサイズになっているというふうなことでございます。

それから、キャビンにつきましては作業の形態によりまして、農薬散布するような場合につきましてはキャビン付というふうな形になってございます。

それから、ライスセンターにつきましては各地区の要望でやっぱり自分のところに欲しいという要望がございまして、10ヘクタール規模の田表は近くにありますので、そこにつかま



てはやっぱり自分のところに欲しいというようなことで各地区ごとに設置というふうな形になっております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 今、参事さんの話によりますと、同じ小型特殊ということでこれ総排気量で大体決まっているんです、1500CCとか。そういったところで恐らく多分、ターボチャージャーなんか付属しているのかと思いますが。それはいいんですが、このライスセンターですけれども、やっぱり被災したところも復興ということでももちろんわかります。ただ、農業振興という中で、米の暴落とかいったこともありまして、やっぱりそのほかの地区、先ほどもお話ありましたが、やっぱり前からそういった要望がありました。なかなかJAさんとも話し合いした中で、なかなかそういった希望がなかったという、こういう機会にこそ共同のものを持って、農作業ってかち合いますからね、そういったことの緩和のためにも必要ではなかったかなと思ったわけです。そういったことで、今後もしそういう機会がありましたら、やっぱりもう少し農家の声を聞いて、あるいはJAさんといろいろ相談をしてそういった取り組みも必要ではないかと思います。その辺の今後の考えはどうか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（阿部明広君） 先ほどの小型、大型の違いなんですけれどもスピードが、出るスピードが違うということで、大型は30キロ出るというような形でございました。

○議長（星 喜美男君） ライスセンターは。農業全体でっていう話だからこれ災害復旧だということとその違いだと思うんだけど、その辺答えてもらって。産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 済みません、ちょっと肝心なところを聞き漏らしてしまったかもしれませんが、ちょっとお話いただいた部分がもし違っていればもう一度ご指摘いただきたいと思いますが、ライスセンターの整備、これ非常に地域にとって米づくりする上で共同での整備というのはやはり必要だと思っております、これは先ほどの説明にあった復興交付金の制度上の都合でこの後のタイミングでの整備ということにはなりますが、地域からの最も効率のいいその米の精算、今価格の問題とかあるいはその労働力の問題とか、さまざまな地域での話し合いをして最もふさわしいという形のその施設整備ということで、町でもその声を受けて地域に見合ったものを整備していくという考えでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番です。

財産の取得ということで、今回農家農業の方の機械なんですけれど、そこで取得してメンテナンスはどのようになるのかというそのところをお聞きしたいんですけれど。先ほどですと、耐用年数ある程度まで町で持っていて、その後は払い下げということだったんですが、新品の機械ですので壊れたりはしないんでしょうけれど、そのほかのメンテナンスは誰がと  
いうかどこで負担して行っていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（阿部明広君） 基本的には、組合のほうに貸し付け、あとはそれからその管理の委託も行いますので、組合のほうで管理していただくというような形になると思います。あと燃料費等々につきましては、自前で負担していただくと。サービスでその農協さんとか、その導入した会社のほうで面倒見てくれるところは多少あるかと思うんですけれども、基本的には自分たちで管理していただくという形になっております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 基本的に借りた方たちが管理するというでわかったんですけれど、実はこの購入の相手方を見ますと、仙台の会社とかお店なんで、その点私ちょっと気になったんですけれど、農家関係の復興ですのでできればこれも入札等だったんだと思うんですが、地元のこの農業機械を扱っているところもたしかあるものですから、その方たちもそこからとれば関連で復興の一部にはなるのかと、その後のメンテナンスもよそから買ったやつをするよりもスムーズにいくのかななんて、そういう懸念もあつたんですが、そのところはどうだった、最後のところはJAさんから購入するんで、普通車なんかでも買ったところだといろいろ頼みやすいとかあるんですが、そのところの懸念があるんですけれど、いかな形になるのか伺いたと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（阿部明広君） 五十嵐商会につきましては、気仙沼に営業所ございますので、近くからメンテとか大丈夫だと思います。

○議長（星 喜美男君） 7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 農業復興というようなことで、田んぼを整備しそして機械を導入すると、そして貸し付けでやっていくというようなことで、いろいろこう話を聞いてみますと、大変なスタートみたいな、これからやっていくので大変だなというようなその話も聞かれるわけですが、今後その中で組合組織をして、それで共同でその作付していくんだというようなと

ころもあるようですが、これが幸先明るくもないような状況でありまして、これを続けていく中で、それでそのどうもこのやっていくのも難しいと、厳しいと、そうなった場合に町のほうで支援する考えがあるのかなのか、その辺今町長に伺っておきたいなと思うんですがいかがでしょうか。作付をしていくその組合が成り立っていくような、その支援です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 突然なご指名ですが、大変そういうケースになった場合に、町として直接そういった支援ということになると、わかりませんが今この率直な思いとすれば、なかなか難しいんじゃないかなというふうな思いがありますけれどもね。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） なかなか難しいと、そうするとそこでできないからここでやめますとなった場合に、こういう機械の扱いというのはどうなるんですかね。その辺あたりの考え方ありますか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（阿部明広君） 始まる前から余り目を落とすようなこともお話したくないんですけれども、失敗しないように関係機関で一丸となって周辺から支援していきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 目を落とさないようにね、希望を失わないような町の支援が必要となってくると思いますので、その辺は考慮してやっていただきたいとそう思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ある意味ですね、耕作意欲を失わないような形の中で支援をするということが町として非常に大きなところかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第144号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第144号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第145号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第145号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第146号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第146号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第147号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第147号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第148号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第148号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第149号 普通財産の貸付けについて

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第149号普通財産の貸付けについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第149号普通財産の貸付けについてをご説明申し上げます。

本案は、国道45号水尻橋架けかえ工事に伴う町有地の使用賃借について国から協議があり、当該町有地を工事期間中、無償にして貸し付けしたいため、地方自治法第237条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、議案第149号の細部説明をさせていただきます。

まず、議案関係参考資料の56ページをごらんいただきたいと思います。

今回、国に対して無償貸し付けを行う箇所でございますが、町道水尻橋河口の椿山亭の下の付近の大久保地内、その町有地でございます。

次の57ページの公図上で赤色で囲んだ部分が対象地でございます。

今回、国から水尻橋の仮橋設置のため、資材置き場等の工事用敷地として貸借したい旨の協議がありましたので、議会にお諮りするものでございます。

議案書の43ページをごらんいただきます。

国に貸し付ける面積でございますが、5筆3,157.04平方メートル、約960坪になります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。

結構この議案審議していて、国に貸し付けというこういった案件が出てくるんですけど、私この貸し付けに反対するものではないんですけど、ちなみにこの960坪をもし民間の方が持っていて、相場というかそれで貸し付けるとなると幾らぐらいの金額になるのか、突然であれなんですけれど普通の相場のあれでお答えできるようだったら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） ちょっと相場の部分について、資料ございませんので何とも申し上げられないのですが、貸し付けるにしても防集等の用地で国費で取得している土地で

ございますので、国に対して貸し付けにしても、いわゆる固定資産税相当額、この額での貸し付けになろうかと思えます。それを超した額で貸し付けますと、当然その超過した部分については国は全て返納する形になろうかというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） ちょっと金額については、今明確な答弁はできません。申しわけございません。

○議長（星 喜美男君） よろしいですね。ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第149号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。お諮りいたします。

本日は、議事の関係上これにて延会することとし、明12日、午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明12日、午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

午後1時55分 延会